令和2(2020)年度 部局マネジメント方針

ひらた あつゆき 子どもすこやか部長 平田 厚之



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

子どもすこやか部では、第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画で掲げる基本理念「すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪」を実現するため、子育て環境や教育環境が充実した子育て世代にやさしいまちづくりを推進していきます。

教育・保育を利用する方や在宅で子育てをする方等、すべての子育て世代の方が安心して 子育てができるよう支援を行い、住んでよかった、また、住み続けたいと思っていただける ような施策を実施します。

また、児童虐待の問題については、令和2年度に開設した児童虐待の防止と進行予防、要保護児童等への継続的な支援に対応できる機能を備えた子ども家庭総合支援拠点「子ども見守り相談センター」において、相談・通告等に対してはスピード感をもって対応するとともに、継続的な支援も行っていきます。

子ども・子育て支援施策を充実させることは、本市が抱える人口減少問題の解決にもつながる大切な取り組みだと思います。着実に少しでも前進できるように積極的に取り組みたいと考えています。

令和元年度の振り返り

令和元年度に、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。この計画の基本的な考え方は、すべての子どもに良質な成育環境を保証することと、すべての子どもがすこやかに成長するための支援をすることであり、この考えに基づき子育て施策の充実に向けた事業を展開していきます。

また、待機児童の解消や新たな保育ニーズに対応するため、平成30年度に引き続き民間保育施設の新設と小規模保育施設の新たな整備を行い、保育の受け皿確保に取り組みました。 具体的には、令和2年4月に民間保育施設4園、小規模保育施設5か所を開園し、さらに2園の幼稚園から幼稚園型認定こども園への移行により、新たに475人の定員を確保するこ とができました。

保育施設において、保育士の方が働きやすいよう1人でも多くの保育士を確保できるよう 支援を行いました。保育補助者雇上強化事業、保育体制強化事業、保育士宿舎借り上げ支援 事業の3事業を実施し、保育施設における保育士確保策、離職防止、保育業務負担軽減等を 図りました。

児童虐待の防止に向けた取り組みは、子どもすこやか部の喫緊の課題であるとの認識のもと、児童虐待の未然防止や児童虐待防止の取り組みを積極的に進めました。児童福祉の問題に組織的に対応できる拠点である子ども家庭総合支援拠点について、相談・通告の窓口である東・中・西福祉事務所の家庭児童相談室を包含、集約する形での設置を目指し、令和2年度に開設できるよう準備を進めました。